○環境省告示第百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

環境大臣　大塚　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　中部環境ソリューション合同会社

ロ　住所　愛知県名古屋市港区大江町三番地二

ハ　代表者の氏名　職務執行者　長浦　和明

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

愛知県名古屋市港区潮見町三十七番三十五並びに知多郡武豊町字竜宮一番一、一番二、二番及び六番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設

○関東地方整備局告示第三百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
伊勢崎市赤堀今井町一丁目五四三番八からみどり市笠懸町鹿二一〇番一	前	A　一〇・一〇～一一四・〇〇（メートル）
	後	A　一〇・一〇～一一四・〇〇（メートル）　七・七六〇
		B　〇・〇〇～一三八・七〇　三・九六〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　路線名　五十号

(二)　区間　伊勢崎市赤堀今井町三丁目二〇五七番一から同市南浅川町三一〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三)　供用開始の区間　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十七年十一月二日

○沖縄総合事務局告示第三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

沖縄総合事務局長　久保田　治

第1　起業者の名称　沖縄県

第2　事業の種類　県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　沖縄県浦添市字港川崎原、字港川港川原、字城間東空寿、字城間中空寿、字城間東唐浦、字城間西田田、字城間後原、字城間城間原及び字城間大川地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請にかかる事業は、沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内までの延長約1,550mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道浦添西原線改築事業及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業のうち、「県道浦添西原線改築事業」は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であり、また、本件事業により、遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道浦添西原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、一般国道58号浦添北道路と臨港道路浦添線（以下「沖縄西海岸道路」という。）が接続する港川アクセスランプを起点とし、沖縄本島を南北に縦断する一般国道58号、同330号、同329号と交差した後、東海岸に位置する一般国道329号与那原バイパスとの交差点を終点とする沖縄本島中部地域を東西に結ぶ総延長9,846mの主要幹線道路である。

本路線の起点側に位置する浦添市は西海岸地区の公有水面埋立地並びに米軍基地の返還跡地を活用した大規模集客施設や国際物流複合拠点の商業施設等の整備に伴い、交通システムの改善や街づくりが求められている。

また、沖縄西海岸道路の供用とともに、中部都市圏に存する都市型リゾート施設やショッピング、レクリエーション施設等と、沖縄の玄関口である那覇空港や那覇港との拠点間の連帯強化を促進し、都市活動を支援する地域である。

一方、終点側に位置する中頭郡西原町並びに隣接する島尻郡与那原町は、東崎工業団地基盤整備事業や中城湾港マリンタウンプロジェクト西原与那原地区整備事業及び大型ＭＩＣＥ施設建設計画などの実施に伴い、既成市街地の都市化、埋立区域の市街地化の進展による人口や交通量の増加が見込まれる地域である。

しかしながら、浦添市内の一般国道58号は、中心市街地を通過し、沿道には各種大型商業施設や住居等が連たんしていることから、地域住民の通勤や買い物等による地域内交通と県都那覇市と中北部圏を結ぶ物流や通勤、観光などによる通過交通が輻輳し、慢性的な交通混雑が発生（平成22年度道路交通センサスによると、浦添市仲西一丁目地内で73,570台／日、混雑度は2.73となっている。）し、交通事故が多発するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

また、大規模集客施設等が立地する浦添市西海岸地区から浦添市中心部へのアクセス道路が整備されていないため、自然災害発生時の近隣住民等の移動や緊急車両の通行等に支障が生じることが見込まれる状況である。